

高浜3号機、4号機

原発バックフィット・停止義務づけ訴訟 第2回 口頭弁論

関電の3原発は
**火山基準
不適合**
です



前回期日を聞き逃した皆さま
今回は中野宏典弁護士による
渾身の弁論更新です。

2021年5月19日(水)

14:30～(1時間程度)

@名古屋地裁 2号法廷

(抽選ありの見込み。時間未定。期日前に、裁判所HPや40年廃炉訴訟市民の会SNSでご確認ください。)

裁判終了後、
桜華会館にて記者会見 & 報告集会

4月から裁判長と右陪席裁判官が替わりましたので、弁論更新の手続きがあります。新しい裁判官に本訴訟のポイントをしっかり理解していただくため、これまでの主張をまとめてご説明します。弁論更新は前回とほぼ同じ内容になりますが、一部新たな主張も盛り込み、新たな裁判官に問題を理解してもらいたいと思います。

この裁判は早期の結審・判決を求めていく方針です。

「不適合なら止める」
をあたりまえに！

<連絡先>

弁護団事務局：小島寛司(事務局長)
弁護士法人 名古屋E&J法律事務所
名古屋市中村区椿町 15-19
学校法人秋田学園名駅ビル 2階
TEL:052-459-1750

でも
原発は
**止め
ません!**



原発バックフィット・停止義務づけ訴訟とは

高浜原発3号機・4号機について、原子力規制委員会を被告として、関西電力株式会社に対し、バックフィット命令に基づく適切な評価・改善がされるまでの間、「原発の使用を停止しろという命令」の義務付けを求める訴訟です。

裁判の中では「**①高浜原発3・4号機の停止**」を目指すだけでなく、「**②バックフィット制度の趣旨を明らかに**」し、「**③規制委員会の「秘密会議」の実態の解明**」も求めています。

1 バックフィットで住民の安全を守る訴訟です

原発は最新の科学的知見に常に適合しなければならないこと、自然現象に対して謙虚でなければならないこと、は福島原発事故から得られた重要な教訓です。新たに規定されたバックフィットを適正に適用して、新たに認定された大山の噴火規模に対する安全性の検討が済むまで高浜原発の稼働は止めなければなりません。原子力規制委員会は、その託された権限を速やかに行使すべきです。

本訴訟は、福島原発事故の教訓を踏まえて定められたバックフィットの規定により住民の安全を守るための必要に迫られた訴訟です。

2 バックフィットは福島原発事故の教訓を踏まえて導入されました

原発は安全でなければ動かしてはなりません。この原発の安全性を判断する重要な基準の一つが最新の科学的知見に照らしてみることです。最新の科学的知見に照らして安全といえなければ原発は動かしてはなりません。この点に反する見解は見当たりません。しかし、福島原発事故以前は、科学的知見の更新があっても、その知見を反映する明確な法的規定がありませんでした。バックチェックと言われ、行政指導と事業者の自主的対応に任されていました。2006年に耐震設計審査指針が改訂されましたが、その反映が完了しないうちに福島原発事故が起きました。また、設計用津波高を大幅に超える津波が発生しうる知見が政府機関で指摘されていたのに、これに対応する行動がなされずに福島原発事故が起きました。

最新の科学的知見を法的に反映させなければならないということが、福島原発事故の大切な教訓です。バックフィットという制度として、原発は常に最新の科学的知見に適合していなければならず、適合していない原発の使用停止等を命ずることができるという規定が導入されました。

3 高浜原発を止めておく必要が生じました

高浜原発の安全性に重大なかかわりを持つ大山火山の噴火規模が、関西電力の以前の設置変更許可処分認定された5km²ではなく、11km²であると原子力規制委員会が新たに認定しました。降下火砕物に対して安全な設計がなされていなければ原発は動かしてはなりません。噴火規模が2倍以上になったのですから、降下火砕物について検討すべき設計条件も大幅に変更になります。その検討をして、安全であるという結論が出るまでは、使用停止を命ずることは、バックフィットの自然な適用です。

自然現象は原発の安全性に様々な影響を与えます。自然現象に対して謙虚になることも福島原発事故の重大な教訓です。直ちに大山噴火が起きるとは思わないという希望的観測のもとに、高浜原発の使用停止を命じないまま審査をする原子力規制委員会は法を無視するものですし、国民の安全確保の職責を放棄するものです。(青木秀樹弁護士より)